

令和4年3月22日

保護者の皆さまへ

茨木市教育委員会

市立小中学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い

日頃は、本市の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

大阪府においては、昨日3月21日で、まん延防止等重点措置が解除となりましたが、これまでも、長期休業後の人流の拡大とともに、陽性者が増加したことから、引き続き、感染防止対策の徹底が求められています。

つきましては、感染拡大を防止するため、春季休業中も引き続き、下記の内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大状況については、日々変化していくため、今後の対応で変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

記

○各ご家庭におかれましては、毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する等、ご配慮ください。

○春季休業中に以下の場合は、すみやかに学校にお知らせください。

【児童生徒】

検査(抗原検査等を含む)の結果が陽性もしくは医師から新型コロナウイルス感染症と診断された場合

【春季休業中に転出入学を予定している児童生徒】

3月中は、現在通学している学校にお知らせください。

4月以降は、入学予定の学校にお知らせください。